

記入見本

別紙様式第1号

鶏卵価格差補填等基本契約書

一般社団法人日本養鶏協会（以下「甲」という。）と鶏卵生産者（以下「乙」という。）は、一般社団法人日本養鶏協会鶏卵生産者経営安定化（以下「実施要領」という。）を承諾のうえ、実施要領第2の1の他の必要事項について、次のとおり基本契約を締結する。

（契約数量）

第1条 乙は、基本契約期間に係る飼養する採卵用成鶏めす（以下「採卵鶏」という。）羽数及び鶏卵契約対象数量（以下「契約数量」という。）を次のとおりとし、甲と契約する。

ただし、別途甲と乙の間で締結する2年目以降の年次契約の採卵鶏羽数及び契約数量と異なる場合は、年次契約の数量が優先されるものとする。

項 目	29年度	30年度	31年度
採卵鶏羽数（羽）	① 100,000	100,000	100,000
契約数量（kg）	1,560,000	1,560,000	1,560,000

注：採卵鶏羽数は100羽未満を四捨五入すること

契約時の鶏舎 収容可能羽数	125,000 羽
------------------	-----------

上記の表に示す契約数量は、採卵鶏羽数（飼養する採卵鶏）に下記の1羽当たりの契約数量の表に示す区分欄の1量（月別数量を12倍したもの）のいずれかを乗じたもの（単

表 I

区分	月別対象数量	年間対象数量
1	1.5	18.0
2	1.4	16.8
③	1.3	② 15.6
4	1.2	14.4

2 乙が採卵鶏を50,000羽以上飼養している場合には、国が行う生産量等の調査に協力することを約するものとする。

（積立金及び協力金の納付）

第2条 乙は、実施要領第2の1の（4）及び第2の2の（2）の規定に基づき、毎事業年度開始前に甲が定めた鶏卵1キログラム当たりの積立金の額及び協力金の額に当該事業年度の契約数量を乗じて得た額を納付するものとする。

また、鶏卵価格の高騰月においては、特別積立（以下「特別積立」という。）として、甲が定めた高卵価月積立金を納付するものとする。

この規定は、当面適用いたしません

採卵鶏羽数欄は、「1羽当たりの契約数量」4区分の中から年間対象数量を選び、羽数にかけて下さい

…契約数量計算式（見本）…

①採卵鶏羽数 100,000

②年間対象数量 15.6

①×②=1,560,000

※②の年間対象数量は、必ず表 I の中からご選択下さい。

採卵鶏羽数①と同じ羽数か、多い羽数をご記入下さい

該当する「区分」欄から1～4のいずれかを、○で囲んで下さい

2 前項前段の規定により乙が納付する積立金及び協力金は、鶏卵 1 キログラム当たりの積立金及び協力金の額に年次契約書に基づく当該事業年度の四半期毎の契約数量を乗じて得た額を、当該四半期の開始前に、甲の定める金融機関の口座に納付するものとする。

また、前項後段の高卵価月積立金に係る納付については、当該月の翌々月の末日までに甲の定める金融機関の口座に納付するものとする。

なお、29 年度については、初回の積立金及び協力金の納付に限って、契約締結後 1 月以内に納付することができるものとし、契約締結時以前に標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った月がある場合は、4 月から契約したものとした際に、甲から乙に交付される積立金交付額を速やかに甲から乙に交付するものとする。また、契約締結時以前に標準取引価格（日額）が安定基準価格を下回った日がある場合において、発動された成鶏更新・空舎延長事業に乙が参加した場合は、4 月から契約したものとした際に、甲から乙に交付される奨励金交付額を速やかに甲から乙に交付するものとする。

3 甲は、納付された積立金及び協力金は返還しないものとする。ただし、乙に実施要領第 2 の 1 の（3）のクに定める天災・転廃業等やむを得ない事態が生じた場合には、甲の承認を得て当該事態による減少数量に相当する額を返還することができる。

※1（別途納付金）

第 3 条 新規に加入した者（以下「新規加入生産者」という。）及び第 1 条で定めた年次契約数量（以下「今年度数量」という。）が前事業年度の年次契約数量（以下「前年度数量」という。）を上回っている者（以下「数量増加生産者」という。）は、当該事業年度の開始後 1 月以内に、甲の定めた鶏卵 1 キログラム当たりの別途納付金の額に、新規加入生産者にあつては今年度契約数量を、数量増加生産者にあつては今年度契約数量から前年度契約数量を減じた数量を乗じて得た額を、現金で甲に納付するものとする。

2 甲は、納付された別途納付金は返還しないものとする。

（標準取引価格（月ごと））

第 4 条 標準取引価格（月ごと）は、JA 全農たまご株式会社の東日本営業本部及び西日本営業本部において販売された、鶏卵規格取引要綱（昭和 46 年 6 月 1 日付け 46 畜 A 第 2947 号農林事務次官依命通知）別紙の箱詰鶏卵規格及びパック詰鶏卵規格に定める全種類の鶏卵（以下「規格卵」という。）の 1 キログラム当たりの加重平均価格（円未満の小数点第 3 位を四捨五入、消費税を含まない価格）として月ごとに算定した価格とする。

（補填基準価格及び安定基準価格）

第 5 条 補填基準価格及び安定基準価格は、生産局長が定めるところによるものとする。

※ 1 別途納付金

通常の負担金とは別に、継続加入生産者様は前年度契約数量からの増量分に、新規加入生産者様は年間契約数量に、別途納付金単価をかけた額を、年度開始後 1 ヶ月以内に納付頂きます。（平成 29 年度は別途納付金はありません）

(価格差補填交付金の積立金交付額)

第6条 甲は、標準取引価格(月ごと)が補填基準価格を下回った場合には、乙に対し、その差額(補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。ただし、1月に販売された鶏卵に係る交付の場合であって、かつ、実施要領第2の(3)により生産局長と協議して成鶏更新・空舎延長事業を実施する場合でないときは、上限を設定しない。)の9割に乙が販売した当該月の鶏卵の数量(当該月の契約数量(成鶏更新・空舎延長事業に参加した乙の当該事業に係る空舎期間を含む月にあつては、実施要領第2の1の(7)に定められた算定方式から得られた数量)を上限とする。)を乗じて得た額の4分の3に相当する額(円未満切捨て)を価格差補填交付金の積立金交付額として、速やかに乙に交付するものとする。

※2

ただし、成鶏更新・空舎延長事業の発動期間を含む月にあつては、年次契約における採卵鶏の飼養羽数が10万羽以上の加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量については、発動期間に販売した鶏卵の数量を除くものとし、実施要領第2の1の(7)の算式から得られた数量を上限とする(1月に販売された鶏卵に係る交付の場合を除くものとするが、生産局長と協議して成鶏更新・空舎延長事業を実施する場合は、この限りではない)。

(奨励金の交付額)

第7条 甲は、乙が、成鶏更新・空舎延長事業に参加した場合には、乙に対し、実施要領第2の2の(6)に定められた奨励金交付対象成鶏羽数に別表1に定める成鶏1羽当たりの奨励金を乗じて得られた額の4分の1に相当する額(円未満切捨て)を奨励金交付額として、速やかに乙に交付するものとする。

(積立金交付額の交付及び奨励金交付額の交付並びに支払限度額)

第8条 乙は、毎月の鶏卵の販売実績数量を翌月20日までに甲に提出し、甲はこれを審査して価格差補填対象月の積立金交付額を交付するものとする。

また、成鶏更新・空舎延長事業に参加した乙は、成鶏更新・空舎延長事業参加兼奨励金交付申請書を甲に提出し、甲はこれを審査して奨励金交付額を交付するものとする。

2 乙が甲に対し第2条に規定する積立金及び協力金並びに第3条に規定する別途納付金を納付していない場合には、前項の積立金交付額の交付及び奨励金交付額の交付は行わないものとする。

3 積立金交付額は、実施要領第2の1の(8)の補填支払準備金の額を限度とする。

4 奨励金交付額は、実施要領第2の2の(9)の奨励支払準備金の額を限度とする。

※2 価格差補填金の積立金交付額

契約頂いた採卵鶏羽数が10万羽以上の規模の生産者様は、発動期間に販売した鶏卵の数量は補填対象外です。

(契約数量の変更)

※3

第9条 契約数量は、年度途中において変更できないものとする。ただし、実施要領第2の1の(3)のクに定める病害、災害等不測の事態によりやむを得ない場合には、乙の要請に基づき、甲の承認を得て変更することができるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除するものとする。ただし、乙は、廃業その他やむを得ない事情があると甲が認める場合を除き、年次契約の残余期間において納付すべき積立金の額に相当する額(高卵価月の積立金にあっては、当該契約解除の日を含む月以降の月に係るものを除く。)を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が故意又は重大な過失により実施要領、本契約又は年次契約に違反したとき

(2) 乙が甲に契約解除の申し込みをしたとき

2 前項の廃業その他やむを得ない事情により契約を解除する場合、乙がその届けた当該四半期の翌四半期から効力が発生するものとする。

(積立金交付額及び奨励金交付額の交付差止め等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙に対して価格差補填交付金及び奨励金の全部若しくは一部の交付を行わないことができるものとする。

また、既に積立金交付額及び奨励金交付額の交付をした場合においても、積立金交付額及び奨励金交付額の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 乙が甲に提出した鶏卵の販売実績報告書及び実施状況報告書について、虚偽の記載がなされたとき

(2) 積立金及び協力金の納付その他協会に対する義務を怠ったとき

(3) 実施要領別紙様式第1号の鶏卵価格差補填等基本契約書又は別紙様式第2号の鶏卵価格差補填等年次契約書の採卵鶏の飼養羽数が10万羽未満となるよう虚偽の記載があったとき

(4) 採卵鶏50,000羽以上を飼養するにもかかわらず、国が行う生産量等調査に協力していないとき

(5) 配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び毎年行われる配合飼料価格差補填に係る数量契約を継続して締結していないとき

(6) 成鶏更新・空舎延長事業の実施状況報告書の審査や現地確認等において、虚偽の記載や事業内容を満たしていないことが判明したとき

(関係機関の調査等への協力)

第12条 乙は、甲又は関係機関が国の「鶏卵生産者経営安定対策事業」の実施に関し、必要な事項の調査、報告及び帳簿、書類の閲覧を行う場合には、これに協力するものとする。

※3 契約数量の変更

契約数量は、原則として年度の途中での変更はできません。

(手数料の納付)

第13条 乙は、甲が別途定める規程に基づき手数料を納付するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 甲は、乙から取得した個人情報を本事業遂行のために利用するものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。ただし、甲は、本業務遂行のため、都道府県等に対し乙の情報を提供できるものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、甲の実施要領等の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄)

第16条 この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約期間)

第17条 本契約の有効期間は平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までとする。ただし、事業の廃止その他国の指導があった場合はこの限りではない。

(事務手続等)

第18条 契約事務手続は甲乙間で行う。ただし、甲は、乙から事務手続の代行を依頼された生産者組織との間で契約事務手続を行うことができるものとする。

以上契約の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 東京都中央区新川2-6-16
一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 印

乙 鶏卵生産者
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町123
法人名 株式会社〇〇養鶏場
氏名又は法人の代表者名 印

代表取締役 〇〇 〇〇

！未記入のままご提出下さい
契約日は、内容を審査の上養鶏
協会で記入します

押印をお願いします
なお、シャチハタ等簡易式印鑑の
捺印はご遠慮下さい
法人の場合は法人の代表者印を
押印してください